



税源移譲

国から地方への税源移譲

— 所得税・住民税が変わります —

税源移譲により、ほとんどの方は、1月分から所得税(国税)が減り、そのぶん6月分から住民税(地方税)が増えることになります。

しかし、税源の移し替えなので、「所得税 + 住民税」の負担は基本的には変わりません。

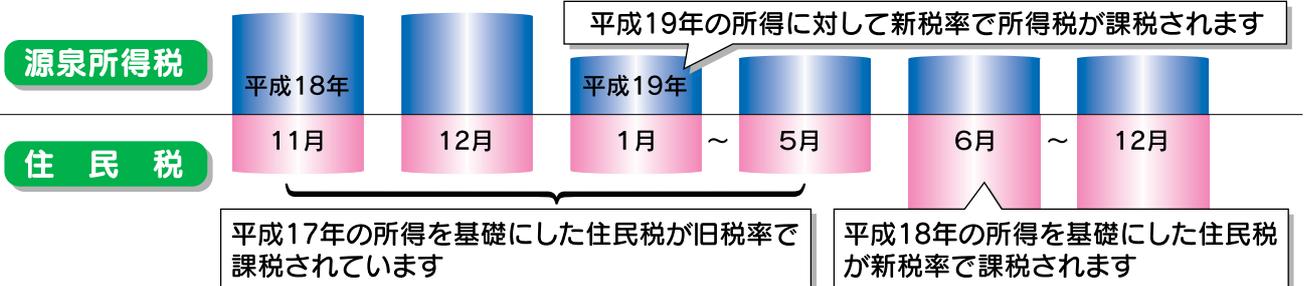
ただし、平成19年からの定率減税廃止等に伴う税負担が生じます。

平成19年に実施される税制改正

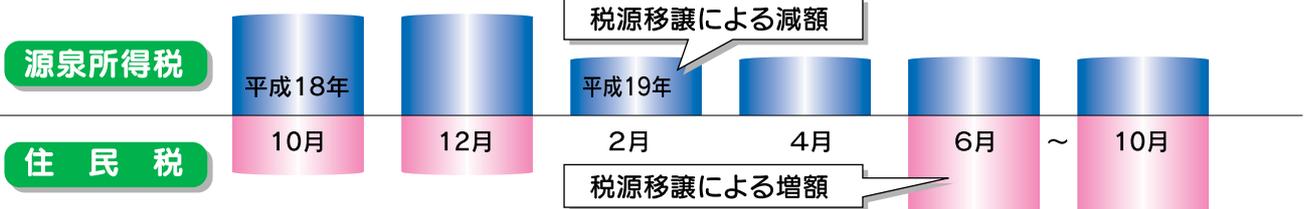
- 三位一体改革に係る税源移譲
- 定率減税の廃止
- 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置

税源移譲による変動イメージ(影響時期)

給与所得者……ほとんどの方は1月から源泉徴収される所得税が減ります



年金所得者……ほとんどの方は2月から源泉徴収される所得税が減ります



税源移譲後の所得税・個人住民税の税率

【税源移譲前】

所得税		税率
課税所得		
~ 330万円		10%
330万円 ~ 900万円		20%
900万円 ~ 1,800万円		30%
1,800万円 ~		37%

個人住民税		標準税率
課税所得		
~ 200万円		5%
200万円 ~ 700万円		10%
700万円 ~		13%
(県民税)		
~ 700万円		2%
700万円		3%
(市民税)		
~ 200万円		3%
200万円 ~ 700万円		8%
700万円 ~		10%

【税源移譲後】

所得税		税率
課税所得		
~ 195万円		5%
195万円 ~ 330万円		10%
330万円 ~ 695万円		20%
695万円 ~ 900万円		23%
900万円 ~ 1,800万円		33%
1,800万円 ~		40%

個人住民税		標準税率
課税所得		
一律		10%
(県民税)		
一律		4%
(市民税)		
一律		6%